

鳥取県告示第 402 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公示番号 海共第 4 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 東伯郡北栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 13 号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線、基点第 14 号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、(ウ)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ウ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域を除く。

基点第 13 号 湯梨浜町と北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第 14 号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第 13 号から 358 度 40 分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線との交点

(イ) 基点第 14 号から 353 度 40 分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線との交点

(ウ) 北緯 35 度 30 分 32.58 秒、東経 133 度 51 分 5.82 秒

(エ) 北緯 35 度 30 分 39.78 秒、東経 133 度 50 分 1.80 秒

(オ) (エ)から 0 度 0 分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線との交点

(カ) (ウ)から 0 度 0 分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 関係地区 東伯郡北栄町

(5) 制限又は条件

ア 標識として一辺の長さが 50 センチメートル以上の旗をその部分が水面上 1.5 メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ 1 箇所以上、計 3 箇所以上設置することとし、袋網部の標識には 1 本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあつては、旗を灯火に変えた形で標識を設置しなければならない。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

2 公示番号 海共第 7 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 米子市及び西伯郡日吉津村地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 25 号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大 300 メートルの線のうち最大高潮時海岸線から長さが 300 メートルの漁具をそれぞれの離岸堤の間を通る形で設置し

た場合に得られる区域、基点第 26 号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに基点第 26 号と(ウ)を直線で結ぶ線、(ウ)と(エ)を結ぶ最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線、基点第 27 号と(エ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第 25 号 米子市淀江町佐陀と米子市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第 26 号 皆生漁港原点から 288 度 00 分 (真方位) 466 メートルの点

基点第 27 号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第 25 号から 13 度 10 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 300 メートルの線との交点

(イ) 基点第 26 号から 17 度 00 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 300 メートルの線との交点

(ウ) 基点第 26 号から 17 度 00 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点

(エ) 基点第 27 号から 66 度 00 分 (磁針方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

3 公示番号 海区第 1 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 28 号、(ア)、(イ)及び基点第 29 号を順次直線で結ぶ線並びに基点第 29 号と基点第 28 号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第 28 号 東漁港北防波堤南西端

基点第 29 号 東漁港北防波堤南西端から 311 度 30 分 (真方位) 100.0 メートルの点

(ア) 基点第 28 号から 221 度 30 分 (真方位) 10 メートルの点

(イ) 基点第 29 号から 221 度 30 分 (真方位) 10 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

4 公示番号 海区第 2 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先

ウ 漁場の区域 次の基点第30号、(ア)、(イ)及び基点第31号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第30号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端

基点第31号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北西端

(ア) 基点第30号から356度(真方位)60.0メートルの点

(イ) 基点第30号から330度(真方位)66.6メートルの点

(2) 免許予定日 平成20年9月1日

(3) 申請期間 平成20年6月1日から同月30日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字田後

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

5 公示番号 海区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第32号、(ア)、(イ)及び基点第33号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第32号 酒津漁港第一港内防波堤北東端

基点第33号 酒津漁港第一港内防波堤南東端

(ア) 基点第32号から67度(真方位)5メートルの点

(イ) 基点第33号から67度(真方位)5メートルの点

(2) 免許予定日 平成20年9月1日

(3) 申請期間 平成20年6月1日から同月30日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町酒津

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

6 公示番号 海区第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひらめ小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第34号 船磯漁港第二港内防波堤南東端

- (ア) 基点第 34 号から 282 度 (真方位) 80 メートルの点
- (イ) 基点第 34 号から 241 度 (真方位) 117 メートルの点
- (ウ) 基点第 34 号から 248 度 30 分 (真方位) 127 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

7 公示番号 海区第 5 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先
- ウ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(カ)、(オ)及び(エ)を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域
 - 基点第 34 号 船磯漁港第二港内防波堤南東端
 - (ア) 基点第 34 号から 282 度 (真方位) 80 メートルの点
 - (イ) 基点第 34 号から 241 度 (真方位) 117 メートルの点
 - (ウ) 基点第 34 号から 248 度 30 分 (真方位) 127 メートルの点
 - (エ) 基点第 34 号から 282 度 (真方位) 60 メートルの点
 - (オ) 基点第 34 号から 224 度 (真方位) 109 メートルの点
 - (カ) 基点第 34 号から 238 度 30 分 (真方位) 145 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

8 公示番号 海区第 6 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先
- ウ 漁場の区域 次の(ア)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
 - 基点第 35 号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

- (ア) 基点第 35 号から 145 度 15 分 (真方位) 50 メートルの点
 - (イ) 基点第 35 号から 147 度 15 分 (真方位) 100 メートルの点
 - (ウ) 基点第 35 号から 188 度 30 分 (真方位) 222 メートルの点
 - (エ) 基点第 35 号から 183 度 (真方位) 231 メートルの点
 - (オ) 基点第 35 号から 121 度 45 分 (真方位) 118 メートルの点
 - (カ) 基点第 35 号から 113 度 15 分 (真方位) 70 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
 - (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
 - (4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水
 - (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
 - (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

9 公示番号 海区第 7 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 - イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先
 - ウ 漁場の区域 次の基点第 35 号、(ア)及び(カ)を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域
基点第 35 号 船磯漁港第三港内防波堤南西端
 - (ア) 基点第 35 号から 145 度 15 分 (真方位) 50 メートルの点
 - (カ) 基点第 35 号から 113 度 15 分 (真方位) 70 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

10 公示番号 海区第 8 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
 - イ 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町地先
 - ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
基点第 36 号 泊漁港北防波堤西南端
 - (ア) 基点第 36 号から 240 度 30 分 (真方位) 79 メートルの点
 - (イ) 基点第 36 号から 230 度 30 分 (真方位) 290 メートルの点

- (ウ) 基点第 36 号から 268 度 30 分 (真方位) 340 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 地元地区 東伯郡湯梨浜町
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

11 公示番号 海区第 9 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで
 - イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町地先
 - ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
 - 基点第 37 号 赤碕港東防波堤灯台
 - (ア) 基点第 37 号から 84 度 (真方位) 330 メートルの点
 - (イ) 基点第 37 号から 82 度 (真方位) 348 メートルの点
 - (ウ) 基点第 37 号から 67 度 (真方位) 296 メートルの点
 - (エ) 基点第 37 号から 69 度 (真方位) 280 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 地元地区 東伯郡琴浦町大字逢東、大字八橋及び大字赤碕
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

12 公示番号 海区第 10 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで
 - イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町地先
 - ウ 漁場の区域 次の基点第 38 号と基点第 39 号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域
 - 基点第 38 号 赤碕港西防波堤南東端
 - 基点第 39 号 赤碕港波除堤 (施設番号 B-1-6) 北東端
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 地元地区 東伯郡琴浦町大字逢東、大字八橋及び大字赤碕
- (5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

13 公示番号 海区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第40号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第40号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第40号 平田漁港東側防波堤南西端

(ア) 基点第40号から37度30分(真方位)40メートルの点

(イ) 基点第40号から68度30分(真方位)140.5メートルの点

(ウ) 基点第40号から79度30分(真方位)137メートルの点

(2) 免許予定日 平成20年9月1日

(3) 申請期間 平成20年6月1日から同月30日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町平田

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

14 公示番号 海区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の(エ)から(ケ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(エ) 基点第40号から94度30分(真方位)237メートルの点

(オ) 基点第40号から114度(真方位)105メートルの点

(カ) 基点第40号から132度30分(真方位)150メートルの点

(キ) 基点第40号から127度15分(真方位)184メートルの点

(ク) 基点第40号から161度15分(真方位)291.5メートルの点

(ケ) 基点第40号から152度30分(真方位)455メートルの点

(2) 免許予定日 平成20年9月1日

(3) 申請期間 平成20年6月1日から同月30日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町平田

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

15 公示番号 海区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第41号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第41号 大山町平田257-14地先に設置された漁港境界鉾

(ア) 基点第41号から261度20分(真方位)216メートルの点

(イ) 基点第41号から238度40分(真方位)370メートルの点

(ウ) 基点第41号から212度00分(真方位)393メートルの点

(2) 免許予定日 平成20年9月1日

(3) 申請期間 平成20年6月1日から同月30日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町平田及び米子市淀江町淀江

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

16 公示番号 海区第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 米子市淀江町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第42号 淀江地区海岸保全区域基点6

(ア) 基点第42号から271度(真方位)247メートルの点

(イ) 基点第42号から280度30分(真方位)273メートルの点

(ウ) 基点第42号から275度(真方位)317メートルの点

(エ) 基点第42号から266度30分(真方位)294メートルの点

(2) 免許予定日 平成20年9月1日

(3) 申請期間 平成20年6月1日から同月30日まで

(4) 地元地区 米子市淀江町淀江及び西伯郡大山町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

17 公示番号 海区第 15 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類（ぶり、ふぐ、さば）小割り 式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第 43 号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第 43 号から 135 度 30 分（真方位）3,600 メートルの点

(イ) 基点第 43 号から 143 度 15 分（真方位）4,210 メートルの点

(ウ) 基点第 43 号から 153 度 30 分（真方位）3,770 メートルの点

(エ) 基点第 43 号から 150 度 45 分（真方位）3,460 メートルの点

(オ) 基点第 43 号から 138 度 30 分（真方位）3,420 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 境港市

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで